

平成16年10月23日発生の中越大地震に伴う被災住宅解体・修繕による廃棄物の処理要領

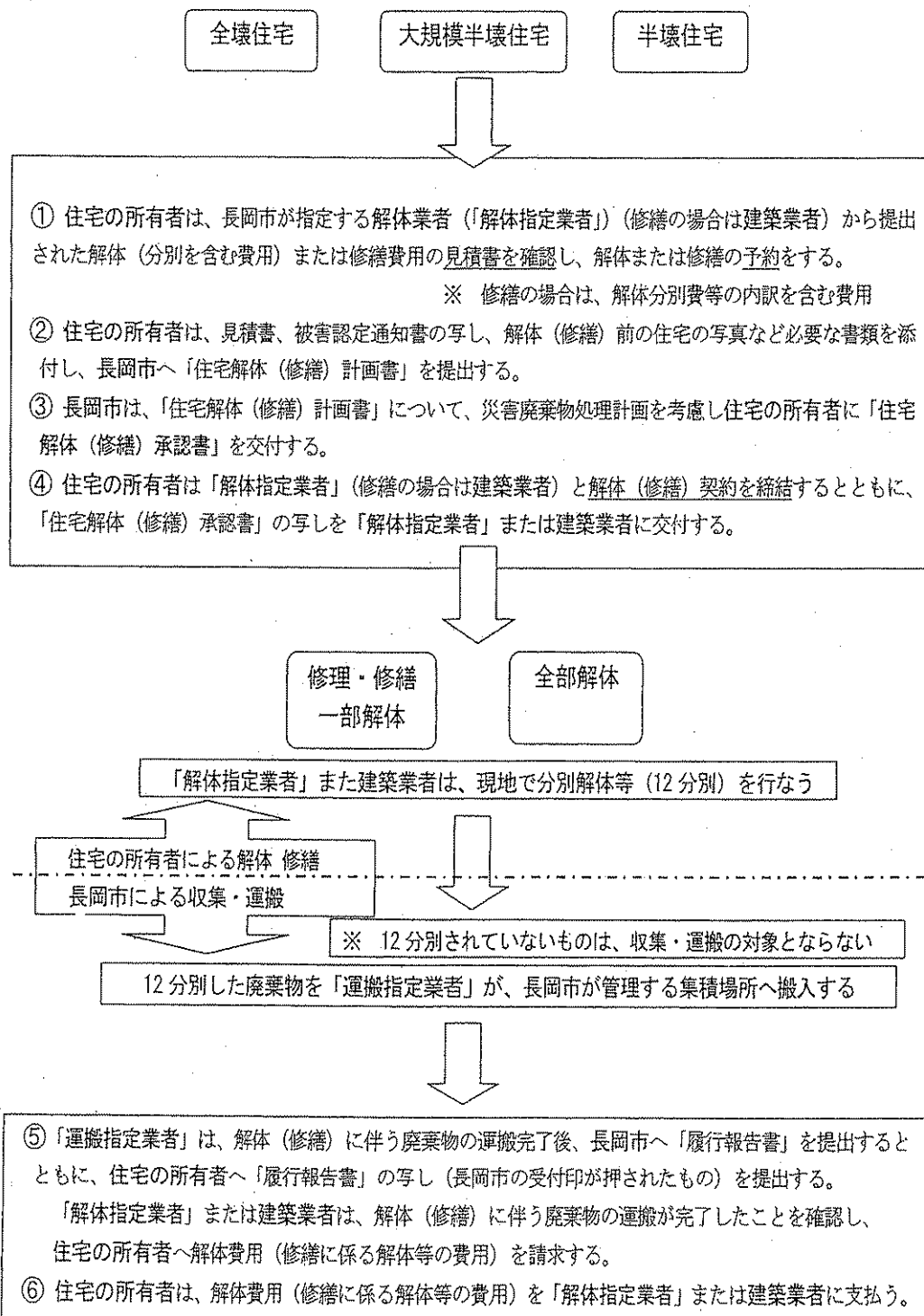
長岡市災害対策本部
長岡市環境部環境施設課

目 次

● 住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物処理の流れ	P 1
○ 住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物処理の手続きの流れ	P 2
○ 広報用チラシ	P 3
○ 半壊以上の被災者あてのお知らせ	P 4
○ 被災住宅解体・運搬指定業者の指定手続き	P 6
○ 被災住宅解体（修繕）計画の承認手続き	P 7
○ 被災住宅解体・運搬指定業者指定申請書（様式1）	P 8
○ 誓約書（様式1 添付書類）	P 9
○ 指定書（様式2）	P 10
○ 被災住宅解体（修繕）計画書	P 11
○ 被災住宅解体（修繕）承認書（様式4）	P 12
● 運搬費又は処分費の支払について（業者向けお知らせ）	P 13
○ 被災住宅の災害廃棄物の運搬基準単価	P 15
○ 履行報告書（様式5）	P 16
○ 運搬した廃棄物の種類及び量の一覧表（様式1 添付書類）	P 17
○ 見積書（解体の記入例）	P 18
○ 請求書（解体の記入例）	P 19
○ 見積書（修繕の記入例）	P 20
○ 請求書（修繕の記入例）	P 21
○ 業務委託契約書	P 22
○ 電話対応フロー	P 24
○ 市へ提出する書類	P 25

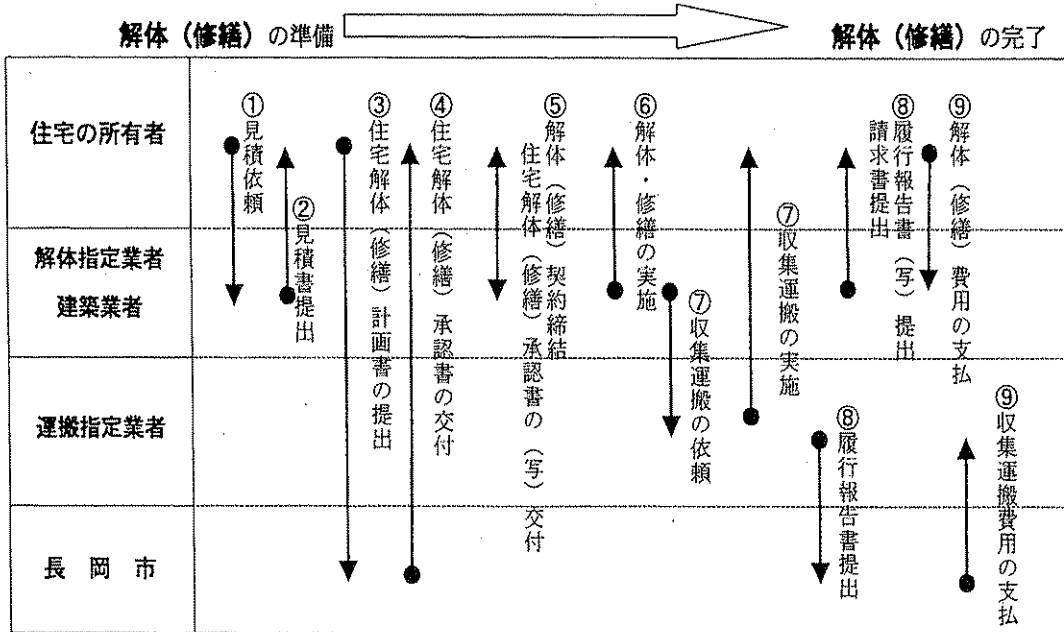
住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物処理の流れ

長岡市災害対策本部
環境部 環境施設課



住宅の解体及び修繕に伴う廃棄物処理の手続きの流れ

長岡市災害対策本部
環境部 環境施設課



- ① ② 住宅の所有者は、長岡市が指定する解体業者（「解体指定業者」）（修繕の場合は建築業者）から提出された解体費用（分別を含む費用）または修繕費用の見積書を確認し、解体または修繕の予約をする。
※ 修繕の場合は、解体分別費等の内訳を含む費用
- ③ 住宅の所有者は、見積書、被害認定通知書の写し、解体（修繕）前の住宅の写真など必要な書類を添付し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出する。
- ④ 長岡市は、「住宅解体（修繕）計画書」について、災害廃棄物処理計画を考慮し住宅の所有者に「住宅解体（修繕）承認書」を交付する。
- ⑤ 住宅の所有者は「解体指定業者」（修繕の場合は建築業者）と解体（修繕）契約を締結するとともに、「住宅解体（修繕）承認書」の写しを「解体指定業者」または建築業者に交付する。
- ⑥ 「解体指定業者」または建築業者による住宅の解体（修繕）の実施
- ⑦ 「解体指定業者」または建築業者は、解体（修繕）に伴う廃棄物の収集・運搬を長岡市が指定した運搬業者（「運搬指定業者」）に依頼する。「運搬指定業者」は、廃棄物を収集・運搬する。
- ⑧ 「運搬指定業者」は、解体（修繕）に伴う廃棄物の運搬完了後、長岡市へ「履行報告書」を提出するとともに、住宅の所有者へ「履行報告書」の写し（長岡市の受付印が押されたもの）を提出する。
「解体指定業者」または建築業者は、解体（修繕）に伴う廃棄物の運搬が完了したことを確認し、住宅の所有者へ解体費用（修繕に係る解体等の費用）を請求する。
- ⑨ 住宅の所有者は、解体費用（修繕に係る解体等の費用）を「解体指定業者」または建築業者に支払う。長岡市は、解体廃棄物の収集・運搬費用を「運搬指定業者」に支払う。

－ やむを得ず住宅を解体する方への支援と、解体廃棄物の適正処理のため －
市は被災住宅の解体廃棄物を無料で運搬・処分します。

対象となる建物は、被害状況調査で

全壊、大規模半壊又は半壊と認定された住宅です。

<p>建物の解体</p>	<p>○建物の所有者の負担です。 被災者生活再建支援金の支給対象となります。</p>
<p>解体廃棄物の 収集・運搬・処分</p>	<p>○市の負担で行います</p> <p><u>対象となる廃棄物</u></p> <p>① 住宅の解体で出る解体廃棄物 ② 住宅の修繕で出る廃棄物 廃材、トタン、瓦、タイル、土壁、石膏ボードなど</p> <p><u>対象となる建物</u></p> <p>③ 半壊以上の住宅が対象です。店舗などの非住宅部分がある場合は、住宅部分だけが対象です。ただし、非住宅部分が延べ面積の1/3未満の場合は、全てが対象となります。 ④ 既に解体した建物も、③の場合は対象となります。</p> <p><u>対象外</u></p> <p>⑤ アパート、貸家、独立した車庫、作業場などは対象となりません。</p>
<p><u>注意事項</u></p> <p>① 住宅の解体等を予定される方は、事前に相談窓口へお問い合わせください。 ② 市は、来年度も引き続き同様な取扱いをしますので、<u>危険な家屋など急を要する場合を除き、解体を急がないで下さい。</u></p>	

問い合わせ先： 都市整備部 都市開発課内 環境施設課 臨時窓口 39-2226
環境部 環境施設課 24-3300 24-2838

17.16.12.3

中越大震災の被災者で

全壊・大規模半壊・半壊の被害認定通知を受け

住宅を解体される方

住宅を修理・修繕される方

長岡市災害対策本部

住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物の分別と処理について(お知らせ)

このたびの中越大震災で大きな被害を受けられた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

長岡市では、被災された方への住宅再建の支援と解体廃棄物の適正な処理のため、被害状況調査で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と認定された住宅の解体及び修理・修繕に伴い排出される廃棄物を無料で運搬・処分することとしました。

つきましては、被災住宅の解体廃棄物の分別と処理について、下記のとおり行ないますのでお知らせします。

記

1 対象となる建物と手続きについて

(1) 対象となる建物は、長岡市が行なった被害状況調査で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と認定された住宅です。

(2) 住宅の解体及び修理・修繕に伴い発生する廃棄物の分別は、住宅の所有者の負担で行なってください。

※ 詳しくは、別添の「チラシ」と「手続きの流れ」をご覧ください。

2 解体等に伴う廃棄物の分別について

(1) 住宅の解体及び修理・修繕に伴い発生する廃棄物の分別については、下記の表のとおり行なってください。

(2) 下記の表の分別がされていないものは、原則として運搬・処分の対象となりません。

区分	分別数	廃棄物の分別種類
建物	12分別	① 廃木材（長尺もの） ② 廃木材（長尺もの以外） ③ 木くず ④瓦 ⑤土壁 ⑥ コンクリートがら ⑦ 鉄・アルミ ⑧ 石膏ボード ⑨ 廃プラスチック（雨樋、給排水パイプなど） ⑩ ガラス ⑪ 畳 ⑫ その他
家財	4分別	① 木質系粗大ごみ ② 家電4品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン） ③ その他家電、金属系粗大ごみ ④ 不燃ごみ

※ 全壊した住宅など現地での分別解体に危険が伴う場合は、現地のできる限りの粗（あら）分別を行ない、解体業者の一時保管場所または市が管理する集積場まで運搬し、

12 分別していただくこととなります。

2 住宅の解体について

- (1) 住宅を解体する場合は、長岡市が指定する解体業者「解体指定業者」から見積書を取り、解体費など内訳を確認し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出し「住宅解体（修繕）承認書」の交付を受けてから契約してください。
- (2) 分別した廃棄物の運搬については、計画書に記載された「運搬指定業者」が行ない、運搬費用は長岡市が「運搬指定業者」に支払います。
- (3) 住宅を解体する場合、あらかじめ家財を外に出し、必要なものと壊れたものを分別しておいてください。壊れた家財についても、運搬・処分します。
- (4) 道路や隣地へ倒れるおそれのある危険な住宅を除き、解体を急がないでください。

3 住宅の修理・修繕について

- (1) 住宅を修理・修繕する場合は、建築業者から見積書を取り、修理・修繕に伴う廃棄物の分別費用など内訳を確認し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出し「住宅解体（修繕）承認書」の交付を受けてから契約してください。
- (2) 建築業者が現場で分別した廃棄物の運搬について、建築業者が自ら、市の管理する集積場へ運搬する場合は、長岡市の「運搬指定業者」として指定を受けることが必要となります。

4 受付と相談の窓口について

- 市役所3階の都市開発課に手続きについての相談受付窓口を開設します。
「住宅解体（修繕）計画書」など必要な手続きの相談と申請を受け付けます。
期間：12月4日（土）から当分の間（土曜日、日曜日も受け付けます）
時間：午前9時から午後5時まで

※ 倒壊の危険などの理由で既に住宅を解体した場合も、解体前の住宅の写真、廃棄物を適正に処理した書類、解体費用の内訳などがあれば、長岡市が運搬・処分費を負担しますのでご相談ください。

相談受付窓口

長岡市幸町2丁目1番1号

都市整備部都市開発課内 環境施設課臨時窓口

電話 39-2226

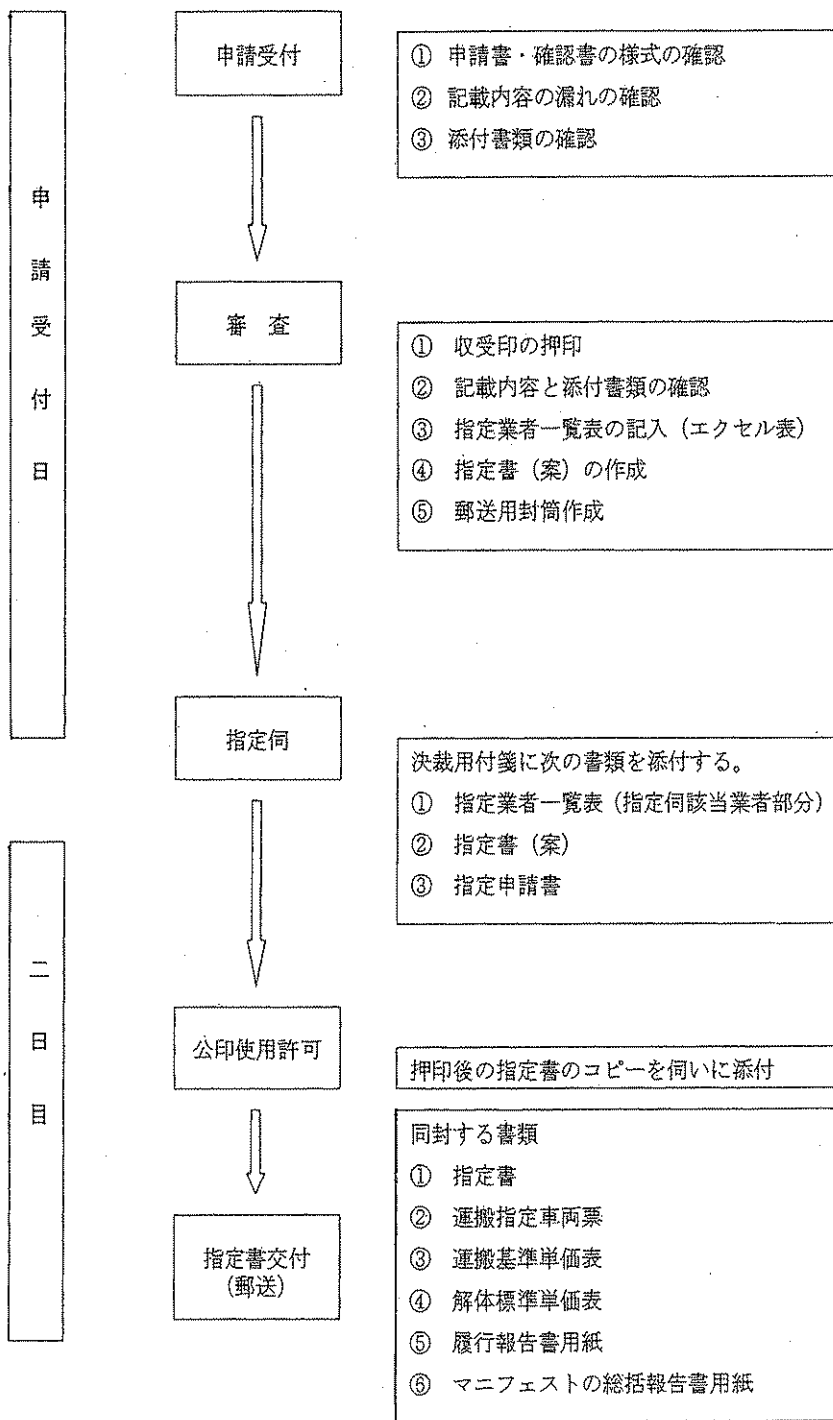
問合せ先

長岡市寿3丁目6番1号

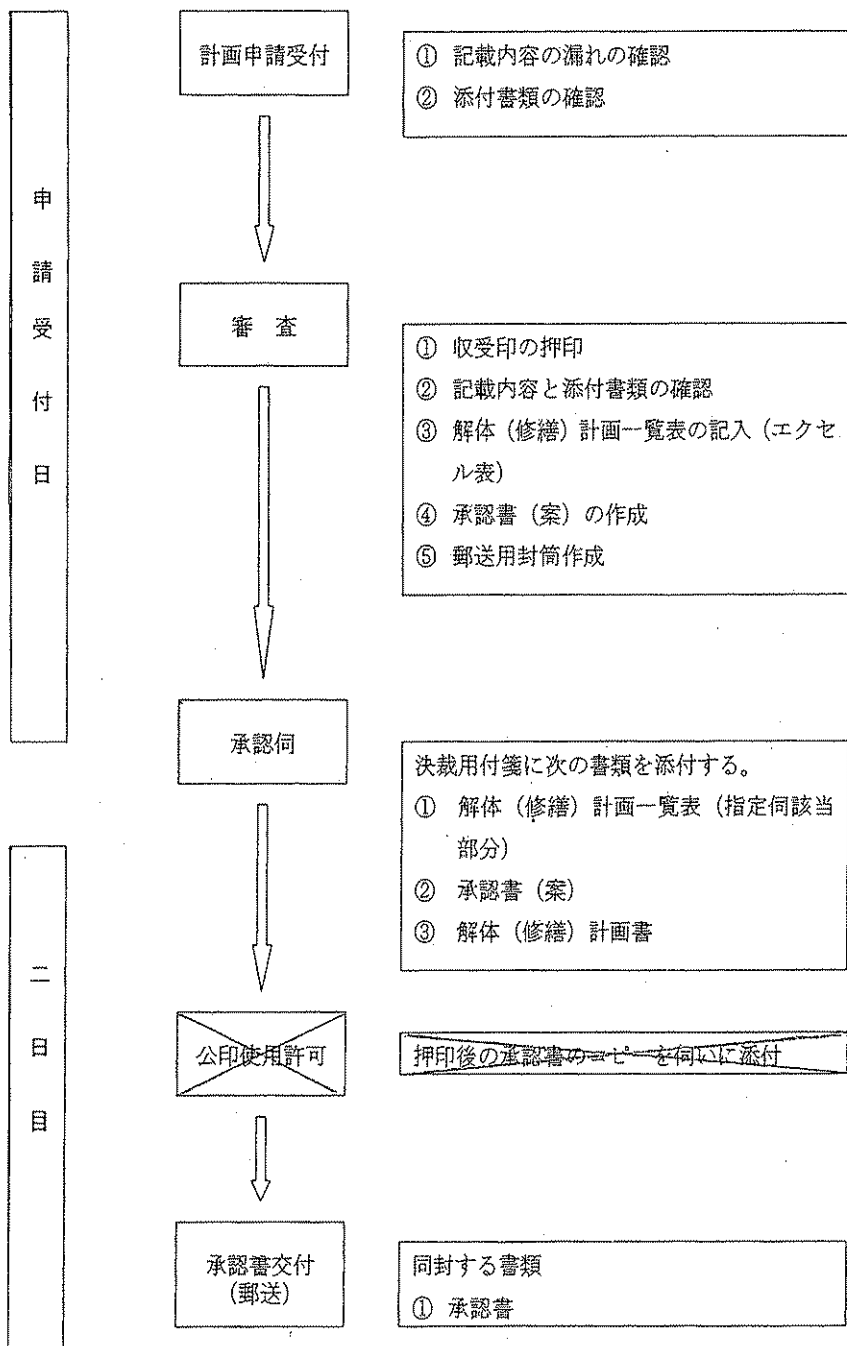
環境部 環境施設課

電話 24-3300 24-2838

被災住宅解体・運搬指定業者の指定手続き



被災住宅解体（修繕）計画の承認手続き



様式1 (業者→長岡市)

被災住宅解体・運搬指定業者指定申請書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民 夫 様

申請者 (解体・運搬業者)

〒

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

中越地震に係る被災住宅の 解体 ・ 運搬 業者の指定を受けたいので、申請します。

事業の範囲 (解体・運搬の別)	解体	運搬
事務所の所在地	所在地	TEL: FAX:
運搬に使用する車両の 種類及び台数		
備 考		
※ 添付書類 1 解体工事業の登録証の写し、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し (建築業については、建築一式工事の建設業の許可証の写し) 2 誓約書 3 運搬に使用する車両の車検証の写し		受 付

様式1 添付書類

誓 約 書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民 夫 様

(解体・運搬業者)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり、誓約します。

- 1 被災住宅の解体（修繕）廃棄物については、市で定めた分別区分に従い分別します。
- 2 市が管理する集積場所への廃棄物の搬入については、市で定めた分別区分に従い分別し、あらかじめ搬入日時を市に連絡します。
- 3 解体料金については、市で定めた標準単価を参考にし、適正に算定した料金とします。
- 4 運搬料金については、市で定めた基準単価により、適正に算定した料金とします。
- 5 市から承認を受けたものを集積場所へ搬入する際には、車両1台ごとにマニフェストを作成します。
- 6 市から承認を受けたもの以外の集積場所への搬入は行いません。
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を守り、不法行為は一切行いません。

指 定 書

様

長岡市長 森 民 夫

次のとおり、中越地震に係る被災住宅の解体・運搬業者に指定します。

1 事業の範囲

解体 運搬

2 運搬車輛の登録番号

3 指定の条件

次の条件に違反した場合は、指定を取り消します。

- (1) 被災住宅の解体（修繕）廃棄物については、市で定めた分別区分に従い分別すること。
- (2) 市が管理する集積場所への廃棄物の搬入は、市で定めた分別区分に従い分別し、あらかじめ搬入日時を市に連絡すること。
- (3) 解体料金については、市で定めた標準単価を参考にし、適正に算定された料金とすること。
- (4) 運搬料金については、市で定めた基準単価により、適正に算定された料金とすること。
- (5) 市が承認したものを集積場所へ搬入する際には、車両1台ごとにマニフェストを作成すること。
- (6) 市が承認したもの以外の集積場所への搬入は行なわないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を守り、不法行為は一切行なわないこと。

4 その他

解体廃棄物を市の集積場所へ搬入する際は、本書の写し及び被災住宅所有者の「住宅解体（修繕）承認書」の写しを提示すること。

被災住宅解体（修繕）計画書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民 夫 様

申請者（被災住宅所有者）

住所

氏名 ㊟
(電話 ー)

中越地震による被災住宅を解体・修繕したいので、解体（修繕）計画書を提出します。

被災住宅の所在地	長岡市 丁目 番 号 町 番地		
被災住宅の用途 (該当に✓を付ける)	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 () ※ () 内に非住宅部分の内容を記入		
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半 壊		
被災住宅の 構造、階数、床面積	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 () 階数: 階 延べ床面積: _____ m ² 解体床面積の内訳		
		住宅部分 (m ²)	対象非住宅部分 (m ²)
解体（修繕）・ 運搬指定業者 の名称	解体指定 (修繕)業者	長岡市指定環施 第 号	
	運搬指定 業者	長岡市指定環施 第 号	
解体・分別・積み込み経費 (運搬、処分の経費を除く)	解体・分別・積み込み経費 _____ 円 (※ 修繕の場合は廃棄物の分別・積み込み経費)		
解体（修繕）予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
廃棄物搬入予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 添付書類		受 付	
1 被害認定通知書の写し 2 被災住宅の位置図 3 着手前の被災住宅の写真 (全体が見える写真で別方向からのものを3枚以上) 4 解体経費又は修繕経費の見積書 (※下記の書類も忘れず添付してください。) ※解体・分別・積み込みの各経費の金額がわかる書類 (内訳明細書等) ※修繕・廃棄物の分別・積み込みの各経費の金額がわかる書類 (内訳明細書等)			

平成17年1月12日

廃棄物運搬指定業者 各位

長岡市環境部長

被災住宅の解体・修繕に伴う廃棄物の運搬費又は処分費の支払いについて（お知らせ）

日ごろ、中越大震災により損傷した家屋の廃材運搬・処分に関して尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、被災した住宅所有者からの緊急依頼により既に解体・修繕を実施された運搬業者の皆様には、廃材運搬費又は廃材処分費の支払い事務が遅れていることをお詫び申し上げます。

このたび、ようやく支払いの手続き方法が決まりましたので、お知らせいたします。

つきましては、これら廃材運搬費又は廃材処分費の支払い手続きを下記のとおり行いますので、各々の場合に応じた必要な書類を提出して下さるようお願いいたします。

記

1 既に廃棄物の運搬・処分を終了し、それらの費用全額を住宅所有者から受領している場合

【提出書類】

- ・ 履行報告書（添付書類を含む）
- ・ 見積書（廃材運搬費、廃材処分費）―― 別紙様式
- ・ 業務委託契約書2通（契約金額が50万円以下の場合に不用）―― 別紙様式
- ・ 請求書（廃材運搬費、廃材処分費）―― 別紙様式
- ・ 廃材処分費の領収証（写し）
- ・ マニフェスト伝票（写し）
- ・ 住宅所有者への領収証控え（写し）
- ・ 住宅所有者へ「運搬費及び処分費」の返金を証明する書類

長岡市に請求した運搬費及び処分費を業者から所有者本人に返金したという証明で、特に様式は定めません。内容は、運搬費及び処分費の返金を正に受領したという本人の署名・捺印があれば結構です。

2 既に廃棄物の運搬・処分を終了し、運搬費又は処分費を住宅所有者から受領していない場合

【提出書類】

- ・ 履行報告書（添付書類を含む）
- ・ 見積書（廃材運搬費、廃材処分費）―― 別紙様式
- ・ 業務委託契約書2通（契約金額が50万円以下の場合に不用）―― 別紙様式
- ・ 請求書（廃材運搬費、廃材処分費）―― 別紙様式
- ・ 廃材処分費の領収証（写し）
- ・ マニフェスト伝票

3 業務委託契約書に貼付する収入印紙について

契約書は被災住宅所有者毎に2通必要です、その内1通に次の額の収入印紙を貼って消印（代表者印）して提出してください。

- ・ 契約金額50万円を超え100万円以下は200円の収入印紙
- ・ 契約金額100万円を超え200万円以下は400円の収入印紙

4 業務委託契約書の記入について

契約書内の第1条、第2条及び第3条は記入しないでください。（市で記入します。）

なお、裏面の市長名の下（乙）に住所、商号、社印、代表者職氏名及び代表者印をお願いします。その後、市長印を押印して1通をお返しします。

5 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

次の場所へ直接、持参してください。

(2) 提出先

長岡市 環境部 環境施設課 （長岡市環境衛生センター内2階）
（電話：24-2838）
（所在地：長岡市寿3丁目6-1）

被災住宅の災害廃棄物の運搬基準単価

1 住宅解体に伴う災害廃棄物の運搬基準単価

延べ床面積 1㎡当り運搬基準単価（消費税等は含まない）

		10 t ^{227t} 深張り・10 t ^{177t} 平張り・4 t ^{227t} 深張り ダンプトラックを使用した単価
運搬距離	L = 5 Km	970 円/㎡
	L = 10 Km	1,360 円/㎡
	L = 15 Km	2,270 円/㎡
	L = 20 Km	3,410 円/㎡

（注）運搬に必要な交通整理員等は、別途計上できる。

2 住宅修繕に伴う災害廃棄物の運搬基準単価

トラック 1 台・1 回当り運搬基準単価（消費税等は含まない）

	1台・1回当りの単価
2 t 車以下のトラック	5,250 円/台・回
2 t 超え4 t 車以下のトラック	6,370 円/台・回
4 t 超え10.5 t 車以下のトラック	9,750 円/台・回

3 解体の標準単価

1㎡当り 3,580円（11,800円/坪）

【標準単価の設定条件】

- 1 建築面積30坪で延べ床面積46坪、木造2階建て本屋はセメント瓦葺きの場合
- 2 解体分別数は、12分別（積込みを含む）とする。
- 3 手壊し併用で大型機械解体の場合
- 4 仮設工（重機作業足場及び飛散防止足場等）を含まない。

4 一時集積場所等への搬入について（参考）

- (1) 搬入可能日：平成16年12月13日（月曜日）
- (2) 搬入時間：午前9時から午前12時まで、午後1時から午後4時30分まで

運搬した廃棄物の種類及び量の一覧表

	分別区分	運搬量	内 訳
1	廃木材（長尺もの）	m ³	t車× 回
2	廃木材（長尺もの以外）	m ³	t車× 回
3	木くず	m ³	t車× 回
4	瓦	m ³	t車× 回
5	土壁	m ³	t車× 回
6	コンクリートがら	m ³	t車× 回
7	鉄・アルミ	m ³	t車× 回
8	石膏ボード	m ³	t車× 回
9	廃プラスチック（雨樋、給排水パイプなど）	m ³	t車× 回
10	ガラス	m ³	t車× 回
11	畳	m ³	t車× 回
12	その他	m ³	t車× 回
	計	m ³	

※市で記入

マニフェスト照合
日付 . . .
印

解体の記入例

見積書

中越地震に係る被災住宅の解体・修繕で生じた廃棄物の処理について、下記のとおり見積りました。

平成 年 月 日

長岡市長様

空欄

〒940-XXXX

住所 長岡市〇〇町△丁目1-1

見積区分

運搬費 処分費

(フリガナ) カカカカ

商号又は
名称 株式会社 長岡建設

(フリガナ)
代表者 代表取締役 長岡 太郎
役職・氏名

代表
者印

見積金額

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

¥ 5 5 6 0 8 0

電話番号
市外局番
() 35局 1122番

50万円を超えているので、契約書も作成する

品名	仕様	単位	数量	単価	金額					
					円	角	分	厘		
廃材運搬費	10km	m ³	160	1,360	2	1	7	6	0	0
廃材処分費	廃木材	m ³	50	5,000	2	5	0	0	0	0
"	瓦	m ²	8	1,500	1	2	0	0	0	0
"	石膏ボード	m ²	25	2,000	5	0	0	0	0	0
消費税及び地方消費税		式	1		2	6	4	8	0	0
合計					5	5	6	0	8	0

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

被災住宅所有者名

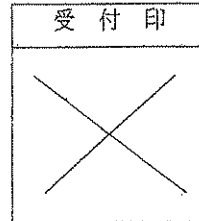
承認書に記載してある氏名

全部解体 一部解体 修繕

承認番号

承認書に記載してある番号

受付印



解体の記入例

請 求 書

下記のとおり請求いたします。

平成 年 月 日

長 岡 市 長 様

〒940-XXXX
住 所 長岡市〇〇町△丁目1-1

(フリガナ) 株式会社 長岡建設
商号又は 名称 株式会社 長岡建設

(フリガナ) 代表取締役 長岡 太郎
代表者 役職・氏名

電話番号 市外局番 () 35局 1122番

口座振替金融機関
下記の請求金額を債権者登録申請書で申請済の口座に振り込んでください。

空欄

債権者登録の番号を記入

債権者番号	1	2	3	4	5	6	7
-------	---	---	---	---	---	---	---

請求金額	¥	5	5	6	0	8	0	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---

宛子月日を記入

月	日	品名	単位	数量	単価	金額		
12	22	廃材運搬費 (10km)	m ²	160	1,360	2	1	760.00
12	22	廃材処分費 (廃木材)	m ³	50	5,000	2	5	000.00
12	22	" (瓦)	m ³	8	1,500	1	2	000.00
12	22	" (石膏ボード)	m ³	25	2,000	5	0	000.00
		消費税及び地方消費税	式	1		2	6	480.00
		合計				5	5	6080.00

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

被災住宅所有者名	承認書に記載してある氏名	請求書受理年月日及び受理者印	検収、確認年月日及び確認者印
承認番号	承認書に記載してある番号	(印)	(印)

修繕の記入例

見積書

中越地震に係る被災住宅の解体・修繕で生じた廃棄物の処理について、下記のとおり見積りました。

平成 年 月 日

長岡市長様

空欄

見積区分

運搬費 処分費

〒940-XXXX

住所 長岡市〇〇町△丁目1-1

(フリガナ) カガヤ

商号又は

名称 株式会社 長岡建設

見積金額

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

(フリガナ)

代表者 代表取締役 長岡 太郎

役職・氏名

代表者印

¥	3	4	3	7	7
---	---	---	---	---	---

電話番号
市外局番

() 35局 1122番

50万円未満なので、契約書は不要

品名	仕様	単位	数量	単価	金額
廃材運搬費	4tダンプ	回	2	6,370	12,740
廃材処分費	石膏ボード	m ²	10	2,000	20,000
消費税及び地方消費税		式	1		1,637
合計					34,377

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

被災住宅所有者名

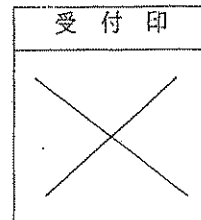
承認書に記載してある氏名

全部解体 一部解体 修繕

承認番号

承認書に記載してある番号

受付印



修繕の記入例

請 求 書

下記のとおり請求いたします。

平成 年 月 日

長 岡 市 長 様

〒940-XXXX
住 所 長岡市〇〇町△丁目1-1

(フリガナ) 株式会社 長岡建設
商号又は 名称

電話番号 市外局番
() 35局 1122番

(フリガナ) 代表取締役 長岡 太郎
代表者 役職・氏名

代表者印

債権者登録の番号を記入

債権者番号	1	2	3	4	5	6	7
-------	---	---	---	---	---	---	---

完了月日を記入

請求金額 ¥ 3 4 3 7 7

月	日	品 名	単位	数 量	単 価	金 額					
12	22	廃材運搬費 (4 t ダンプ)	回	2	6,370		1	2	7	4	0
12	22	廃材処分費 (石膏ボード)	m ³	10	2,000		2	0	0	0	0
		消費税及び地方消費税	式	1			1	6	3	7	
		合 計					3	4	3	7	7

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

被災住宅所有者名	承認書に記載してある氏名	請求書受理年月日 及び受理者印	検収、確認年月日 及び確認者印
承認番号		Ⓢ	Ⓢ

承認書に記載してある番号

(委託料の支払)

第8条 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(甲の契約解除権)

第10条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(乙の契約解除権)

第11条 乙は、甲の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたとき、又は乙の責めに帰する理由により業務の実施に関し甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第14条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

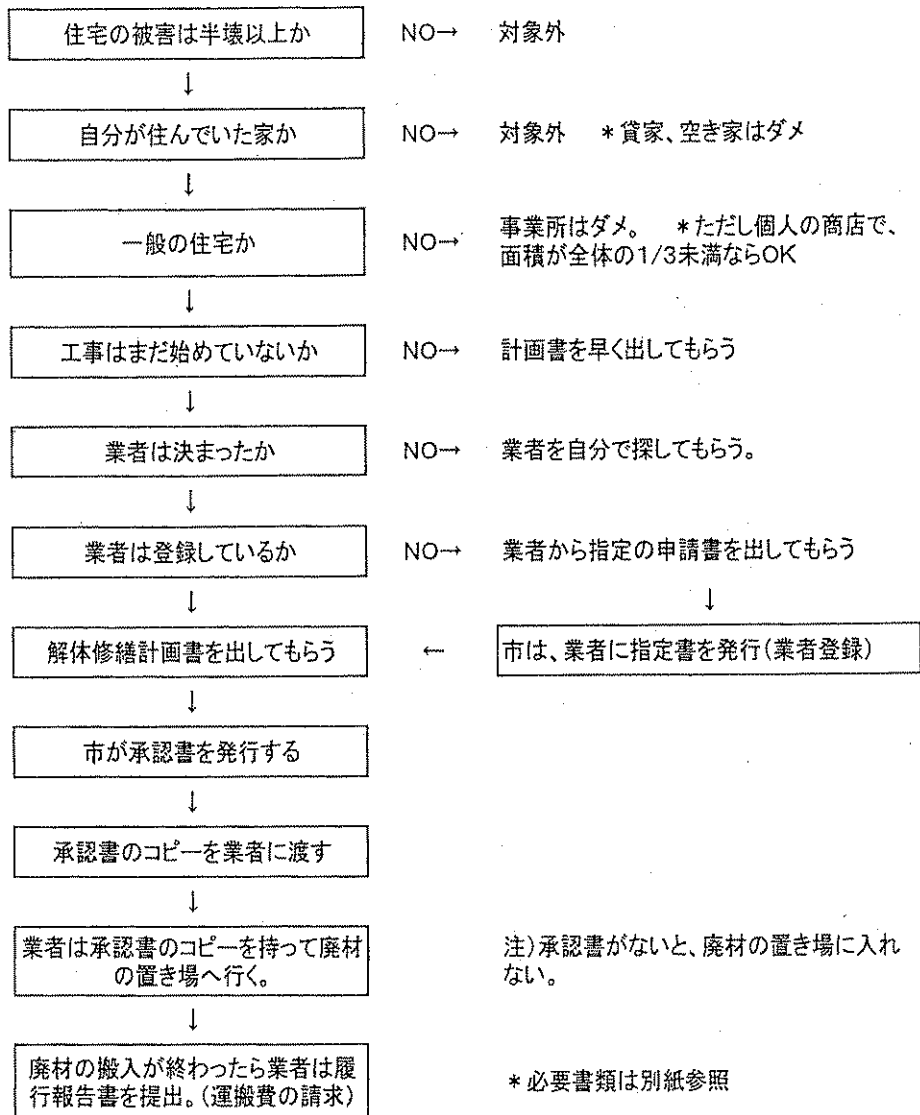
平成 年 月 日

甲 長岡市

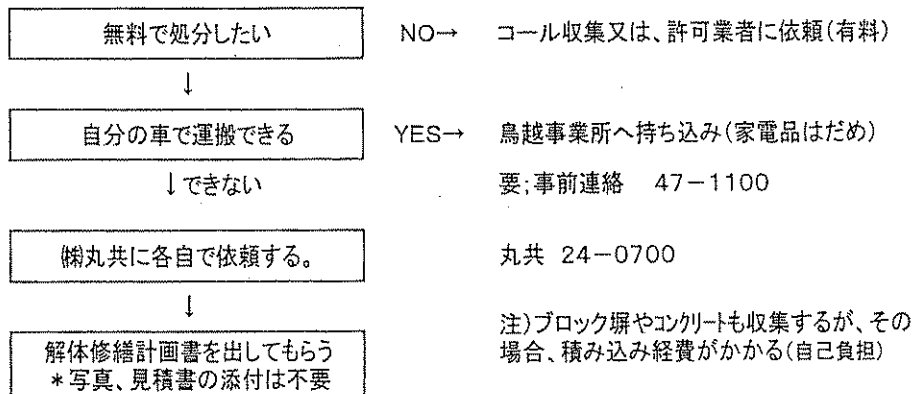
長岡市長 森 民 夫

乙

電話対応フロー



家財(家具)のみを処分したいという場合(半壊以上)



市へ提出する書類

書類名	提出者	添付書類	添付書類の説明	備考
被災住宅解体(修繕)計画書	半額以上の住宅の所有者	被害認定通知書のコピー	1部 罹災証明書でもよい	業者が代行で持参してよい。工事を始める1週間位前までに提出。市は、計画書を受理すると、受理した翌日までに承認書を発行する。
		位置図(住宅地区のコピー)	1部	
		家の写真	3枚	
		業者の工事の見積書	1部	
		誓約書	1部	
被災住宅解体・運搬指定業者指定申請書	この制度で解体修繕工事・運搬をする業者	建設業の許可証のコピー	1部 または、解体業の許可証のコピー	業者登録は、1回登録すればよい。市は、申請書を受理すると、受理した翌日までに指定書を発行する。
		産廃収集運搬業の許可証コピー	1部	
		運搬する車の車検証のコピー	各1	
履行報告書	工事が終わった業者	運搬した廃棄物の一覧表(様式5)	1部 マニフェストの集計表	市で定めた単価で運搬費を計算する。
		見積書	1部	
		請求書	1部	
		契約書	2部	
		(廃材処分料の領収書)	1部	
		マニフェスト	各1	
		運搬費請求用の請求書(市の書式)	1部	
		金額が50万円以上の場合のみ(1枚に印紙貼る)	1部	
民間処分場で処分した場合のみ	1部			
複写のうち、B1票を提出する。				

